

●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◇国連人権委員会の特別報告者、日本の人種差別状況に関する報告書を発表
～歴史教科書を含む多くの問題について勧告～

平野裕二（代表委員） 1

◇シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPOこども福祉研究所 4

◇講師派遣事業対象団体紹介 「子どもの人権」ってなあに？

守山美佐子（島根県美郷町立邑智中学校） 12

◇第6回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成対象団体紹介②

「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」の報告

東京都高校進学ガイダンス実行委員会

実行委員長 関口耕一郎（多文化共生センター・東京21事務局長） 11

★DOCUMENT（No.78）子どもの人権と教育関係の報道と記録から 15

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

国連人権委員会の特別報告者、日本の人種差別状況に 関する報告書を発表 ～歴史教科書を含む多くの問題について勧告～

平野裕二（代表委員）

国連人権委員会が任命した「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容」に関する特別報告者、ドウドウ・ディエヌ氏（セネガル出身）が国連人権委員会に提出した、日本の人種差別・外国人嫌悪の状況に関する報告書の内容が明らかになった（報告書の日本語訳は反差別国際運動のウェブサイト <http://www.imadr.org/japan/>参照）。

この報告書（E/CN.4/2006/16/Add.2、2006年1月24日付）は、2005年7月3日～11日にディエヌ氏が行なった日本訪問をもとに作成されたものである。ディエヌ氏は、すでに昨年11月の国連総会第3委員会での日本訪問の報告を行ない、包括的な人種差別禁止法の制定などを求めている。今回の報告書は、国連人権委員会第62会期（3月13日～4月21日）で検討される。

ディエヌ氏は、「日本には人種差別と外国人嫌悪が確かに存在する」と明言し、その影響を受けている主な集団として次の3つを挙げた。

- 国民的マイノリティ（被差別部落出身者、アイヌ民族、沖縄の人々）
- 朝鮮半島・中国など日本の旧植民地出身者とその子孫
- その他のアジア諸国および世界各地からやってきた外国人・移住労働者

とくに沖縄の人々について、米軍基地の集中を主たる原因として差別されているマイノリテ

ィとの認識が示されたのは画期的と言える。また、被差別部落やアイヌ民族の間で女性がさらに不利な立場に置かれている「複合差別」の問題についても言及されている。

報告書は、国・地方自治体などの公的機関関係者およびNGOからの情報をもとに作成されたものであり、細かいところで理解が不十分であるまたは誤解にもとづいていると思われる点もあるものの、全体としては日本の差別状況をかなりの確に反映したものである。ディエヌ氏は、主として日本政府に対し、次のような詳細な勧告を行なっている。

- (1) 政府が人種差別と外国人嫌悪の存在を公式に認め、これと闘う政治的意思を明確にすること。
- (2) 人種差別と外国人嫌悪を許容・奨励する公務員の発言（ここではとくに石原都知事の発言が念頭に置かれている）に対し、政府が強い非難と反対を表明すること。
- (3) 人種主義・差別・外国人嫌悪を禁止する国内法を制定すること。このような法律においては、とくに雇用・居住・婚姻分野における差別を処罰し、被害者に対して効果的な救済を与えるとともに、人種差別を助長・煽動する宣伝および団体が犯罪化されなければならない。
- (4) 差別的な身元調査を禁止する法律を制定するとともに、雇用・職業における差別を禁

- ずるILO（国際労働機関）第111号条約を批准すること。
- (5) 人権擁護法案を遅滞なく制定し、そのなかで人種主義・人種差別・外国人嫌悪を明確に禁ずること。
 - (6) さまざまな差別に対応する権限を持ち、政府から真に独立した人権・平等委員会を設置すること。そのさい、国籍条項を設けてはならない。
 - (7) 人権・平等委員会のもと、また「ダーバン宣言および行動計画」（2001年）を踏まえながら、人種主義・人種差別・外国人嫌悪と闘うための国内行動計画を策定すること。
 - (8) 法務省入国管理局のウェブサイトに掲げられている不法滞在者通報制度を廃止すること。
 - (9) 「マイノリティの歴史や近隣諸国との関係が客観性と正確さを備えた上でよりよく反映されるようにするために、歴史教科書を改訂」すること。そのさい、とくに被差別部落の人々、アイヌ民族、沖縄の人々、日本の旧植民地出身者の歴史および文化について詳細な項目を設けるとともに、日本人のアイデンティティ形成に対してこれらの集団が行なった重要な貢献についても強調することが求められる。日本軍の戦争犯罪および「従軍慰安婦」制度についても説明しなければならない。最後に、東アジア地域のすべての国と協議し、その同意を得たうえで、ユネスコ（国連教育科学文化機関）に対し、東アジア通史の作成を開始するよう求めること。
 - (10) マイノリティに関する政策や法律について、当該マイノリティとの協議を行なうこと。
 - (11) 被差別集団の文化促進プログラムを開始すること。たとえば、被差別部落の人々の労働や知識が社会にもたらした貢献を認めて評価し、また部落の文化的特性についての普及活動を行なうことが考えられる。
 - (12) アイヌ民族が先住民族であることを認め、国際基準にしたがって先住民族としての権利を保障すること。とりわけ、先祖伝来のサケ漁が自由に行なえるようにすること。
 - (13) アイヌ民族に一定の議席枠を留保することなどを通じ、国会・政府等の国の機関でマイノリティが政治的に代表されるようにすること。
 - (14) 独立したアイヌ民族メディアの創設を促進すること。
 - (15) 沖縄に米軍基地が存在し続けることは沖縄の人々の基本的な人権の尊重と両立しうるのかという問題について綿密な調査を行なうよう、国会に対して要請すること。また、沖縄の人々および政府の代表者からなる合同機関を設置して、沖縄差別の状況について監視を続けること。
 - (16) 朝鮮学校に対する差別的な処遇を根絶すること。とくに、助成金その他の財政援助の提供、朝鮮学校卒業者の大学入学試験資格の認定が求められる。
 - (17) 在日コリアンに対する、人種差別的動機にもとづく暴力行為をやめさせるため、強力な予防措置・罰則措置をとること。
 - (18) 無年金状態に置かれている在日コリアンに対し、救済措置をとること。
 - (19) 立退きを迫られているウトロ（京都府宇治市）の在日コリアン住民を保護するとともに、ウトロに住み続ける権利を認めるための適切な措置をとること。
 - (20) 全国メディアがマイノリティについての

番組の放送枠を拡大すること。

- (21) 雇用・社会保障・住居等の分野において、また外国人のすべての権利および自由の行使について、外国人が平等に扱われることを保障する適切な措置をとること。とりわけ、公共の場所や商業施設における「外国人お断り」の対応は許されるべきではない。
- (22) 文化プログラムの促進を通じ、外国人に対する偏見と闘う措置をとること。
- (23) 被差別コミュニティは、自らのコミュニティにおける女性の平等を確保すること。
- (24) 被差別コミュニティは、すべてのマイノリティが尊重され、居場所を見出すことのできる真に多元的な社会を実現する手段として、相互連帯と相互支持の精神で行動すること。

北岡伸一・国連日本政府代表部次席大使は、昨年の国連第3総会で行なった演説（2005年11月8日）のなかで、ディエヌ氏の「報告書が発出された際には、日本社会の改善のための更なる措置導入のためにその特別報告者報告と勧告を慎重に検討します」と約束した。一連の勧告には確かに「慎重」な検討が必要なものも少なくないが、人種差別・外国人嫌悪と闘う強い意思を国内外で明らかにし、積極的かつ誠実な検討を早急に進めることが必要である。

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPOこども福祉研究所

シリーズをスタートさせるにあたって／

森田明美

(代表委員・NPO法人こども福祉研究所理事長)

近年、少子化が進行する中で、子ども虐待や子どもにまつわる犯罪や非行、子どもの家庭の貧困化など、子どもをとりまく問題は深刻な状況を呈している。

国では「子どもの生活や権利をいかにして守り、支え、健全な成長と自立を支援していくか」が論議され、すべての自治体、300人以上の事業所で策定された次世代育成支援行動計画が2005年度には実施され、その中心として児童福祉施策が期待されている。また今年度は改正児童福祉法が施行され、児童虐待防止対策等の充実・強化、新たな小児慢性特定疾患対策の確立などの措置がとられている。

一方、地方分権が進むそれぞれの自治体では、役割は増えるが財源は厳しくなる中で、どのように独自の子どもや家庭への福祉的な支援をするのか迫られている。その結果、工夫がなされる自治体と、なされない自治体の差は、今後さらに歴然としてくることになる。子どもを始め当事者の参加、市民やNPOなどとの協働など、急速に児童福祉現場は変化している。

この特集は、児童福祉現場が法・制度の変化をどのように受け止め、子どもの権利をどのように実現しようとしているのかを現場からのレポートを中心に連載していくものである。特集

では、法や制度改正をふまえ、児童福祉機関や施設の仕組みや実践、自治体での子ども計画・次世代育成支援計画をうけた新しい児童福祉分野の取り組みなど、子どもの暮らしに深くかわる福祉領域の改革がどのように進み、子どもへの福祉支援が子どもの権利の視点からみるとどのようになっているのかを検証していきたいと思う。

なおこの特集は、森の保育園（計画等の詳細は後日掲載予定）や児童自立援助ホームの運営・母子家庭生活支援事業など、児童福祉分野での子どもの権利実現を目指して実践と調査研究、研修講演活動を行っているNPO法人「こども福祉研究所」（理事長：森田明美・子どもの人権連代表委員、東洋大学社会学部教授）に参加をしている研究員（児童福祉関係者）からのレポートという形で組むことにした。

その第一回目として、子どもの権利侵害である虐待対応の最前線である児童相談所からのレポートを掲載する。

連載第1回

「子どもの福祉第一線の現業機関・児童相談所の業務と役割」／保科健（こども福祉研究所研究員）

1. はじめに

地域社会の子どものセーフティネットを担う

児童相談所も、地域社会の関係機関との緊密な連携が求められ、地域の実情に即した的確で効率的な運営や相談援助活動の展開が求められている。そのために子どもへの虐待がクローズアップされる昨今、児童虐待防止法や児童福祉法の改正も行われ地域社会との連携が求められるなど、児童相談所の担う役割も日々論議されている。

2. 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県及び指定都市に設置が義務付けられた児童福祉の専門行政機関であり、「子どもの最後の砦」と言われている。

当初、児童相談所は、浮浪児対策を目的として1946年に設置されたが、時代の移り変わりとともにその役割も変化してきた。

児童相談所は、「子どもに関する各般の問題につき、家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を保護すること」を主たる目的として設置された行政機関である。

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて子どもを一時保護をしたり、児童福祉施設への入所措置を行うなど、行政的な権限（行政処分）を持った総合的な子どもに関する相談支援機関である。

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるように、子ども及びその家庭等を援助することを目的として、行われる。このため、常に子どもの最善

の利益を考慮し、相談・援助活動を展開していくことが、児童相談所には求められている。

これらを達成するため児童相談所は、①児童福祉に関する高い専門性を有していること、②地域住民に浸透した機関であること、③児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていることなどの条件を満たしている必要がある。①については職員配置の問題、②についてはプライバシーの問題等課題もあるが、③については日頃から学校、病院、警察、民生委員、児童福祉施設等地域社会での連絡協力体制がどれだけ整備できるかがポイントとなる。

3. 児童相談所の機能

児童相談所では、児童福祉の理念を実現するための基本的機能として、「相談」・「一時保護」・「措置機能」があり、それらの機能が十分に発揮され、活用し、その任務を果たす必要がある。

相談機能

広く一般家庭その他から子どもの福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自らまたは関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。来所による面接やカウンセリング、家庭訪問、保育園・学校訪問等が挙げられる。

一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法33条）。児童相談所に併設された一時保護所または児童福祉施設、里親で原則として2ヶ月以内の一時保護期間中に、

子どもの心理状態、性格・行動面、家庭・環境の状況、調査の結果等を考慮しながら次の援助を検討していく。

措置機能

子どもまたはその保護者を児童福祉司等が指導したり（児童福祉法27条1項2号）、子どもを乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設等へ入所、または里親等に委託する等の機能（児童福祉法27条1項3号）。

入所措置には保護者の同意が必要だが、得られない場合または反対された場合には児童福祉審議会の意見を聴き、家庭裁判所の審判の上で入所となる（児童福祉法28条）。

その他、児童相談所は、地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画、及びその実施を行う機関として、家庭、地域における子どもの養育を支援する活動を積極的に支援するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のも

とに一体的な援助活動が行えるよう研修会や情報交換会、援助検討会等を定期的に開催する等により関係機関のネットワーク化を推進する。

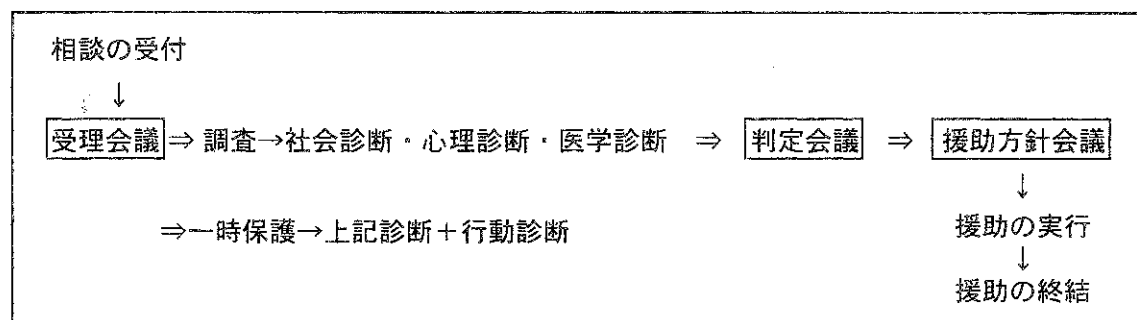
また、民法上の権限として、親権者の親権喪失宣告の請求、後見人選任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

4. 相談援助活動の展開

児童相談所は、子どもに関するほとんどの相談について受理するが、大きくは養護・非行・障害・育成・その他の相談に分けられる。

家庭その他から相談を受け付けるほか、地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所からの送致を受け、援助活動を展開する。

相談や通告を受けてからは、以下の図の通り、それぞれ専門職からなる受理会議、判定会議、援助方針会議において子どもや家庭など個々の援助について協議し、さらに検討していく作業を行う。最終的には所内で合意（援助方針会議）を得た上で援助が決定する。



* 児童相談所における相談援助活動の流れ

児童相談所には、所長、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士、看護師等の専門職がいるが、これらスタッフのチームワークによってさまざまな相談への対応が効果的になされている。

受け付けた相談について、児童福祉司、相談員により行われる調査に基づく「社会診断」、児童心理司による「心理診断」、医師による「医学診断」、一時保護所の児童指導員、保育士等による「行動診断」をもとに関係者による協議により判定（総合判定）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

そして、援助指針に基づいて児童相談所は、子どもにとって最も適切な手立てを決定して、子ども、保護者、関係者等に対して指導や協力依頼、措置等を行ったり、他の適切な機関を紹介・斡旋する。

施設等へ入所したケースについては、子どもと家庭の状況を把握した上で、家族の再統合をめざし、家庭復帰のプログラムを進めていくことや、関係機関等と見守り体制を作っていくことが大切な業務となっている。

このように関係機関との連携やチーム協議による判定と援助指針の作成、それに基づく援助が児童相談所の専門性を支える大きな柱であり、これにより子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開されていると考えられる。

5. 終わりに

児童相談所の現場では、日々、虐待の通告が多く、その対応でかなり多くの時間を費やしている。

近年では、虐待もより広い概念である「マルトリートメント【maltreatment】（大人の不適

切な関わり）」などへの対応も行われており身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待の中のいくつかの要素が重なって子どもが苦痛を受けている状態への対応も行われている。また、経済基盤が脆弱であったり、保護者が過去に虐待を受けていたり、精神疾病のために子どもの生活が脅かされていること（実際には家庭全体をサポートしていくことが必要）の対応の実例も多くなってきている。

たとえば、虐待から不登校や非行につながるケースも数多い。毎日同じ服装で登校し入浴もできていないケース、「しつけ」といいながら子どもに罰や苦痛を与えているケース、子どもを留置番させて保護者がパチンコへ行っているケース、家で十分に食事させてもらえず給食で何とか栄養が確保できているケース・・・など、社会的認知や虐待対応の幅が広がり、虐待の相談が殺到しており児童相談所の機能はパンク状態にある。

このような子どもたちへの支援や子どもの権利擁護という重要な課題に対応するため、児童相談所では、今まで以上の相談体制や専門性の強化が求められており、新たな相談援助の枠組みやソーシャルワーク技術の開発が必要とされている。

虐待や非行など複雑な問題が多く絡み合っているケースでは、児童相談所だけでの問題解決は難しく、関係機関、地域社会との連携・協力が不可欠である。そのために2005年施行の児童福祉法改正が行われ、新たな地域社会の役割として子ども（子育て等）に関わる一次相談が地域社会（自治体）に課せられ児童相談所との役割分担が求められ、さらに地域における支援活動や見守りなどの対応策として要保護児童支援地域協議会の設立が自治体に求められている。

そして、児童相談所は、とりまとめ役（コー

ディネーター機能) となってネットワークを円滑に運営するためにより高度な専門性が求められ、適宜ケースカンファレンスを開催をしたり、情報交換しながら子どもの生活や安全を地域社会で支援する体制を強化していく役割が求められている。

今後は、児童相談所の改革だけでなく、ネットワークに参加するすべての機関や個人などが、地域社会でいかに子どもや家族を支え子ども自身が自立していけるように機能するか、これまでの枠組みとは異なる方法、システム作りに向けての取り組みが求められている。少子化対策が社会全体の課題となったように、子どものセーフティネットも児童相談所だけでなく地域社会全体で支える仕組みに変わってきている。

フォーラム 子どもの権利研究2006のご案内

主催：フォーラム子どもの権利研究2006実行委員会
子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会・児童福祉法研究会

安心・安全に生きる権利

2005年は、2月の大阪・寝屋川市中央小学校への「不審者」乱入殺傷事件、11-12月の広島・栃木における女子小学生の登下校時殺傷事件など、学校安全・災害が問われた年でした。2004年度の学校災害共済給付(月額5000円以上の医療費支給)の件数は205万件にのぼっています。その申身は、学校内外の「不審者」問題のほか、地震・津波・雷のような自然災害、O157・鳥インフルエンザなどの食品災害、いじめ・集団暴力、休館・虐待など多岐にわたっています。また、家庭内暴力・子ども虐待、児童福祉施設内暴力・虐待、さらに国際的にはテロや武力紛争など、子どもにとって安心・安全に生きる権利が侵害されている状態が続いているといっています。

このように安全・安心が社会的な関心事になるにつれて、「生活安全条例」や「防犯指針」などを策定し、防犯カメラの導入など市民のプライバシー・生活を制限したり、校内監視・施設管理、センサーつき携帯電話、GPSの配布など子どもたちの生活管理や行動規制が行なわれたりし始めています。そこでは、広く市民の人権や子どもの成長・発達への権利などが安心・安全の名の下で制約を受けるといった事態が生じており、本来の安心・安全とはなにか、それをどのように確保するのかなどが問われています。

安心・安全のための、子ども救済に関する「日韓共同研究」

今回のフォーラムでは、ここ数年間、蓄積してきた日韓の研究交流をふまえて、両国において切実な課題となっている「安心・安全」と救済制度について、とくに「子ども虐待」問題を中心に

検討し、「子どもの安心・安全と救済制度に関する日韓共同研究」を深めていきたいと思えます。

この共同研究は、今後における日韓、アジアにおける子どもの権利研究の出発点として位置づけ、今回は、まず日韓における子ども救済制度、とくに子ども虐待から救済について現状と課題の共有をばかり、相互に研究成果を交流していきます。

子どものエンパワメントなど子ども支援

上記のような子どもに向けられている権利侵害に対しては、その救済制度のあり方が問われていると同時に、子ども自身が「問題解決の主体」としてエンパワメントしていくことをどのように位置づけ、具現化するかなども重要な課題になっています。

また、今日の「少子化」と圧倒的なおとな優位の社会の中で、子どもたちは、おとな社会から押し寄せ「健全育成」「指導」「保護・管理」の波にもまれて、安心して自分を出せず、自分の力を意思によって自分育ちしていく機会も居場所も失いつつあります。

そのようななかで、子どもの自分育ち、文化的社会的参加と自治活動、立ち直り・相談救済活動など、子どもの能動的な活動を支援していく実践が幅広く展開され始めています。地域や公的施設においては、スクールソーシャルワーカー、子どもオンブズパーソン、家庭裁判所調査官、ブレイクリーダー、子ども参加ファシリテーター、自立支援実践者などの支援実践が幅広く展開されてきました。そのような新たな展開について、子どもの権利の視点から実践的に検証し、子ども支援のあり方にせまります。

日時 2006年3月4日(土) 13時30分～5日(日) 16時
会場 東洋大学別館 南水会館
 (東洋大学白山校舎正門前 東京都文京区白山5-28-20)

◆3月4日(土) 13時30分開場 13時45分～18時

「子どもの安心・安全と救済制度に関する日韓共同研究」

この共同研究は、日韓における子ども救済制度、子ども虐待問題について現状と課題の共有をはかり、相互に研究成果を交流します。

コーディネーター 吉永 省三(川西市)

- 1 日本における子どもの権利救済の制度と虐待問題
 日本の子ども救済制度 荒牧重人(山梨学院大学)
 子ども虐待問題 磯谷文明(弁護士)
- 2 韓国における子どもの権利救済の制度と虐待問題
 韓国の子ども救済制度 黄 玉京
 (ソウル神学大学校教授 児童政策調整委員会・実務委員)
 子ども虐待問題 張 化貞
 (淑明女子大学校兼任教授 京畿道児童虐待予防センター所長)

質疑・討論

懇親会(18時30分～20時)

◆3月5日(日) 9時45分開場 10時～16時

「子ども支援の新展開—子どもの権利の視点から」

子どもの育ち、参加、自治的活動、立ち直り活動などの支援実践が幅広く展開され始めています。その新たな展開を子どもの権利の視点から検証し、子ども支援のあり方にせまります。

コーディネーター 山本克彦(岩手県立大学)
 森田明美(東洋大学)

- 問題提起 森田明美(東洋大学)
- 1 ソーシャルワーカー 菱沼智明(埼玉県さわやか相談員)
 - 2 子どもオンブズパーソン 横井真(川西市子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員)
 - 3 家庭裁判所調査官 伊藤由起夫(全司法)
 - 4 プレイリーダー 嶋村仁志(川崎市子ども夢パーク プレイリーダー)
 - 5 子ども参加ファシリテーター 桜井高志(桜井・法賞グローバル教育研究所)
 - 6 自立支援実践者 春日明子(児童養護施設「調布学園」職員)

参加ご希望の方は、当日直接会場にお越しください。

問合せ：子どもの権利条約総合研究所 TEL：03-5286-3595 (早稲田大学 喜多明人研究室)

講師派遣事業対象団体紹介 「子どもの人権」ってなあに？

守山美佐子（島根県美郷町立邑智中学校）

邑智中学校の紹介

邑智中学校は、島根県の山間にある学校です。「中国太郎」の異名を持つ江の川が、広島から島根に流れてきて、美郷町で180度方向転換をし（大蛇行）、西南方向へ向いてから日本海へ向かいます。その江の川の大蛇行を見下ろす高台に邑智中学校は建っています。

全校生徒は94名、4クラスの小さな学校です。

邑智中学校では「総合的な学習の時間」に力を入れていて、「ふるさと学習」「人権・平和学習」「生き方学習」の3本柱で進めています。

どの学習も、地域の方、身近な方、あるいは当事者（障害者問題なら障害者、同和問題なら同和地区の方）にかかわっていただくことを基本的なスタンスにして組み立ててきました。

「子どもの人権」については、生徒たち自身が当事者なわけですが、これについて教えていただくならやはり「子どもの人権連」に相談したほうがよいだろうと考えました。

というわけで、何回かのやりとりの結果、1月13日に子どもの権利条約ネットワークの林大介さんを講師にお迎えし、『「子どもの人権」ってなあに？』というテーマで、全校生対象にワークショップを行っていただくことになりました。

ワークショップ

(1) この子の願い

発展途上国の子どもが写っている写真をグル

ープごとに1枚ずつ配っていただき、それを見ながら考えました。

- ・ この子の性別は？
- ・ この子の年齢（または学年）は？
- ・ いる場所は？どこの国？どんな地域？
- ・ 家族構成は？

これらを、想像力をはたらかせながら考えました。

そのあと、この子の願いを考えました。

- ・ （この子が）やりたいこと、やりたくないこと。
- ・ してほしいこと、してほしくないこと。
- ・ 社会に対して言いたいこと。
- ・ 将来の夢。

いろいろ出た意見を、林さんが「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類し、「子どもの権利条約では、この4つの権利を守るように定められています。」と説明されました。

生徒たちから出たものをご紹介します。

「生きる権利」・・・食事をしたい、生きのびたい、平和に暮らす

「育つ権利」・・・他の子と遊びたい、家族と暮らしたい、学校に行きたい

「守られる権利」・・・（予防接種を受ける、いじめられない）（これは生徒から出なかったのですが、こういうのが守られる権利になります、と説明していただきました。）

「参加する権利」・・・家の手伝いをしたく

ない、戦争を終わらせてほしい、ここから逃げ出したい、先生になりたい、人を助ける仕事につきたい、医者になりたい、おとなになりたい

「これらの権利はこの子だけのものでしょうか、それとも自分にとっても大切ですか？」という問いに、全員が手を挙げました。

「権利のことを英語でなんというか知っていますか?」「Rightsです」「Rightsのもともとの意味は『あたりまえのこと』です。大人にとってもこれらは『あたりまえのこと』ですね。」

このワークショップを通じて、「権利」「人権」といったことを身近に感じることができました。またユニセフの資料を使って権利条約の説明をしていただき、子どもをとりまく世界的な状況について話していただきました。

(2) 子どもっていつまで?

「もし私が親だったら」ワークシートを使って考えました。

「もしあなたが親で、あなたの8歳の子どものがおかしな服装をしたら?」

- A: 直接しつける
- B: おどす
- C: 理由を説明して説得する
- D: 何もしない
- E: その他の行動

のどれかで答えます。

13歳の子どものだったら? 18歳だったら?



友達の家でお酒を飲んだら? 年下の子どもとケンカを始めたら? などなど。

これは「年齢」「成長」「子どもとおとな」について考え、「子どもに必要な権利」「おとなとの向き合い方」について深める、という目的でした。

ただ、時間が少なかったせいか、90人あまりの大人数だったせいか、少し未消化の感じでした。生徒の感想の中には「これがとてもおもしろかった」というものもあり、それなりにいろいろ考えていたようです。

林さんは次のように話されました。

「君たちも、親から『あなたのためだと思っ言っているのよ』と言われることがあると思うけれど、大人の方は傷つけるつもりはなくても子どもが傷ついてしまうことがありますよね。もし自分が親になったら、自分の言動が本当に子どものためになっているか、子どもの言い分を聞けるか、ということを考えてみてほしいです。Cを選んだ場合、君たちは納得できるでしょうか。あるいは納得させることができるでしょうか。女性や障がい者や高齢者の権利については、男性であり健常者であり20代の自分には、直接権利侵害の痛みはわかりません。でも子どもの権利については、誰しも子どもであったことがあるので、誰もが考えることができます。それを敷衍することで、文化や生活環境や背景の異なるいろんな人たちと、どう向き合ったらいいのか、今から考えてください。自分と違う人の痛みについても感じ取ってください。」

(3) 仲間わけ

最後に、5色のシールを教員が手分けして生徒たちの背中に貼っていきました。友達のシールは見えるけれど、自分のシールは見えません。

林さんの「ここからは一切口をきかずに、『仲間を見つけて』集まってください。集まったら座ってください。」という指示で、生徒たちが動き始めました。

手近かなところにいる生徒たちで、同じ色の人たちを身振りや声かけで教え合い、ほとんどの生徒が座ることができました。

でも次に続いた林さんの言葉はとても印象的でした。

「私は『仲間を見つけて集まってください』と言いましたが、みんなは何で集まっていますか？色で集まっていますね。しかも学年ごとに集まっているところが多いですよ。外国でこれをやると、みんな一緒に集まって座ります。日本人はえてして『3年生の赤の仲間だけ』とかで集まってしまう。『仲間はここまで』と線引きしてしまいがちです。線引きからはみ出る人を作ってしまうんですね。自分ではそういうつもりでなくても相手を傷つけてしまうことがあります。こういう時、じゃあ次にどうすればいいのか？を考えられるようにしましょう。」

生徒の感想

- ・子どもの人権ってこんなことだったんだと林さんの話が心に残りました。子どもの人権カードを見たら、いろいろな条件があったことも心に残りました。クイズも同じです。上手に、子どもの人権を意識して、このことを生活に生かしていきたい。(1年)
- ・子どもにも、ちゃんと人権があるんだなあと思いました。「子どもだから」とよく言う人がいるけど、子どもも、意見を言うことができるんだなあと思いました。「子どもだから」といって子どもを差別する人に教えたいです。(1年)

- ・子どもの権利条約の内容を初めて知ってすごいと思った。ワークショップでいろいろ想像して女の子のことを考えるのは簡単そうで難しかった。子どもの権利条約は良い内容だと思った。差別をなくしたい。(2年)
- ・写真にうつっていた子は、あんなに小さいのに戦争中にもかかわらず(あそこに)いてかわいそうだなーと思いました。命を大切に生きたいなーと思いました。(1年)
- ・もしあなたが親ならとかいうのが、おもしろかった。内戦をしている(地域の)子ども写真を見て、「助けて」とうったえるような目をしていた(ように思った)。(1年)
- ・私は、仲間をつくるゲームで、シールの色のことばかりを考えていました。だけど、色の仲間ではなく、どんな仲間でもよかったのを知り、私はこんな身近なところにも差別があるんだなあと思いました。どんなに小さな差別でもなくしていけるように、だれとでも仲良くしていきたいと思います。(2年)
- ・写真を見て考えるのは、写真を見るだけでその状況などたくさん意見が出てきてけっこうすごいと思った。子どもの人権について、たくさん知ることがあって驚きました。私たちは、人権で守られていると思った。たくさん憲法(権利?)が定められていて、知らないこともたくさんあったけど、よくわかった。最後にやったゲームで日本人は自然に人を差別していると言われたので、学年など関係なく、差別などもなくしていきたいと思った。(2年)
- ・講師の人にも簡単にだまされた。最後のゲームで俺は人に言われたことがらを全然深く考えずにいたんだなあと思った。人はみな違う考えをもっていることがあらた

- めてわかった。(2年)
- ・資料を見て、思ったことなどを書く時に、全員で参加してやったのが良かったです。また、最後のゲームから、差別というものがどんなふうにしてうまれるのか、といったことを聞いたのが心に残りました。子どもの権利などについて、いろいろと知ることができたので、今日聞いたことから、これからは差別をしたり偏見の目で見ないようにしたいと思いました。(3年)
 - ・一番最後にしたゲームの結果から、すごく学ばなくてはいけないというところが多かった。私は3年の中だけで仲間を探してしまっていたけど、学年に関係なく仲間を探したり、色に関係なく仲間を作っていたグループはすごいと思った。(3年)
 - ・差別や偏見をもっていないと思っていても、それが絶対とはかぎらないということが最後のゲームで分かったので、もっと差別や偏見について考えてみたいと思いました。(3年)
 - ・最後のゲームは、はめられたような気がしたけど、外国の人でやると、みんなで集まるというから、そっちのほうがすごいと思った。もし自分が親になった時には、子どもの権利を考えてやりたいと思う。(3年)
 - ・一つの写真から様々なことを連想できた。難民キャンプにいるような感じだった。子

どもはかけがえのない存在だと思ったし、これから自分が大人になった時、温かく子どもを見てあげたいと思いました。残り少ない「子ども」の時代を楽しみたいです。そして、小さな子どもとの接し方も変えたい。(3年)

最後に

はるばる島根の山間まで講師の方が来てくださったことに、大変感謝しております。

私も「子どもの権利条約」についてもっと勉強して、「この子の願い」などのワークショップを授業でとりあげてみたいと思います。

今回未消化だった「子どもっていつまで？」や時間不足でできなかった「2頭のロバ」など、まだまだ知りたいことがたくさんあります。次回来ていただく際には、事前か事後に職員研修も組めるとよいと考えています。

子どもの人権連では、子どもの権利条約の普及発展のため、講師派遣事業をおこなっています。詳細は kodomo@jtu-net.or.jp までお問合せください。



第6回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成対象団体紹介② 「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」 の報告

東京都高校進学ガイダンス実行委員会 実行委員長 関口耕一郎 (多文化共生センター・東京21事務局長)

「多文化共生センター東京21」、「カトリック東京国際センター」、「多文化共生教育研究会」、「世界の子も達と手をつなぐ学生の会」、「墨田外国人生徒学習の会」のNPO、ボランティア団体など5団体による実行委員会により、6月26日、10月16日の計2回、「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」を開催しました。

タイ 10名：4家族、生徒3名、親6名
韓国 6名：生徒2名、親4名
ポルトガル 2名：生徒2名
ドミニカ 2名：生徒1名、親1名
マレーシア 2名：生徒1名、親1名
ミャンマー 2名：生徒1名、親1名
イギリス 1名：親1名
日本 1名：親1名
アメリカ 1名：生徒1名
モンゴル 1名：親1名

春期ガイダンスの概要

- 1) 日時：6月26日（日）13:00—16:30
- 2) 場所：東京ボランティア・市民活動センター会議室
- 3) 総参加者（スタッフ／報道陣を除く）：216名
- 4) スタッフ：59名
（体験談高校生4人、通訳16名／通訳サポート4人／講師5名／その他30名程度）
- 5) 参加者内訳

【詳細】

親／親戚	90名
付き添い・児童	11名
対象生徒	90名
見学者	25名

【国別内訳】

中国 120名：69家族、生徒61名、親55名、
付き添い4名（うち台湾2、日本2）
フィリピン 43名：16家族、生徒18名、親18
名、付き添い1名

秋期ガイダンスの概要

- 1) 日時：6月26日（日）13:00—16:30
- 2) 場所：東京ボランティア・市民活動センター会議室
- 3) 総参加者（スタッフ／報道陣を除く）：108名
（49家族（親のみ／生徒のみ含む）＋10人（見学者））
- 4) スタッフ：41名
（体験談高校生3人、通訳13名／講師5名／
その他20名程度）
- 5) 参加者内訳

【詳細】

親	45名
その他	13名
対象生徒	40名
見学者	10名

【国別内訳】

中国 52名：28家族、生徒24名、親20名、
 その他8名
 韓国 11名：4家族、生徒4名、親5名、その
 他1名
 フィリピン 13名：4家族、生徒4名、親5名、
 その他4名
 日本 11名：6家族、生徒4名、親7名
 コンゴ 3名：1家族、生徒1名、親2名
 パキスタン 3名：1家族、生徒1名、親2名
 台湾 2名：2家族、生徒0名、親2名
 カナダ 1名：1家族、生徒0名、親1名
 グアテマラ 1名：1家族、生徒0名、親1名
 ミャンマー 1名：1家族、生徒1名、親0名

日本語ができず学校の勉強についていけない子どもたち

ー50%を切る高校進学率

国際結婚などの理由によって定住化することになった外国人が、子どもを母国から呼び寄せるケースなどが増えています。中学生程度で来日することになった子どもたちの多くは、言葉が全く通じない日本の学校に突然入る事になり、1、2年のうちに高校の受験を迎える事になります。多少、会話ができるようになったとしても、勉強で使われる日本語は会話とは異なり、ほとんどの子どもは学校の授業に付いていく事ができないのが現状です。

こうした状況で日本の子どもたちと同様の試験を受けなければならず、日本の子どもの高校進学率が90%をはるかに越えてくる現状において、外国籍の子どもたちの進学率は50%を切っています。

学校制度の違いにより行き場のない子ども

母国で中学校を卒業したあとに来日した子どもは、日本の中学校へは入る事ができないため、直接、日本の高校を受験しなければなりません。日本語も、高校受験のための勉強もする場がない子どもたちは、行き場もなく高校受験を受けなければいけない状況にあります。

先輩からの体験談が力に

言葉がわからない異文化での生活というストレスにプラスして、高校受験というプレッシャーがかかります。自分に自信をなくし、将来への希望を失ってしまう子どもも少なくありません。

「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」は、このような子どもたちに対して、日本の教育制度や高校進学についての情報を提供すると同時に、高校に進学をした先輩からの体験談を聞いてもらうことで、高校進学への具体的な道筋を知ってもらい、自分に自信を持ってもらう事を目的として実施しています。

2回の実施で約300名の参加者

ガイダンスをスタートして今年度で5年目になりますが、年々参加者が増え、今年度は2回の実施で合計300人を越える参加者がありました。総参加者数が過去最多の216名となった6月のガイダンスでは、中国からの参加者以外にフィリピンからの参加者の多さも目立ちました。以前は90%近くが中国出身の子どもでしたが、徐々に他の国の出身者も増えています。

このガイダンスが学校や他団体、教会などを通じて浸透してきた一方で、こうした情報を提供する場所が他にないために、これだけの人数が集まっていると考えられます。

前半では、高校のしくみや入試についての説明を中国語・タガログ語・スペイン語・韓国/朝鮮語・英語の5言語の通訳を入れて行いました。年々複雑化する日本の高校入試は、母国との違いもあり理解することはかなり難しく、質疑応答の時間には、参加者からの熱心な質問が相次ぎました。

先輩からの体験談

体験談では、今年度高校に入学した先輩達が、来日して日本語や学校の勉強、友達との関係など中学校で大変だった事、それをどう乗り越えてきたのか、日本語や学校の勉強をどうや頑張って高校に入ったか、そして、今、高校に入る事ができて楽しい事や自分自身が変わった事、将来の夢などを語ってくれました。

(以下、10月のガイダンスで発表してくれた3名の高校生の体験談)

「みんなと違うから何倍も頑張らないといけない」
都立葛飾野高校1年 東峻安 (2年前、台湾から来日)

僕は、中学校に入る前にすごく不安とかあったけど、最初は外人だから有名人で、全校の子が僕を知っていて、人気があった。みんなが挨拶するの。それは自分の想像外だった。でも、僕は英語しかできないから、それで、友達とは英語で会話したの。でも、友達には英語があまり上手くできないから、友達がどんどん遠くなるの。それで、あんまり会話もなくて、休憩時間とか1人で座っていると、その時は本当に寂しかったです。

勉強については、日本語ができないから授業は全くわからないです。意味わからないです。日本語の勉強がとても大事だと思います。国語とか社会とか授業はわからないけど、黒板に書

いてあるのはとりあえずノートに書く。わかんないけど、書いて覚える。そうするとテストの時に必ず出るから。学校ではノートはしっかり書いて提出して、遅刻しないで出席すれば大丈夫だと思います。

僕は、推薦入試で高校に受かりました。推薦は面接しかない。だから、すごく面接の練習をたくさんしました。自分の良いところとかたくさんしゃべったの。僕は、日本語、中国語、英語、台湾語が話せます、とか。それで、受かったのかも知れない。

中学校の1年半は友達もいなかったから、その間一生懸命日本語を勉強して、高校に入ったら中学の子はみんなバラバラになるから、高校に入って最初に友達を作ったの。だから、今はたくさん友達ができる。それで、部活も入って今は楽しい。

将来の夢は、あまり勉強好きじゃないから美容師になりたい。専門学校に行きたいと思いません。みんなは自分が何をやりたいかをちゃんと考えて、それを目指して頑張ってください。高校に入る前にちゃんと高校選んだ方が良いと思う。僕は行きたい学校があったけど、内申とか足りないから入れなかった。今は、後悔している。だから、高校に入る前に、自分の目的にあっていると、ちゃんとしっかり自分が行きたい学校を決めた方が良いと思います。

僕は、時々、自分がなんでここまで頑張らなければいけないのかって思いました。何で僕は日本人と違うのかって思った。母さんは「おまえは日本に来たから頑張るしかない、しょうがない」って言った。僕もそれを聞いて、そうだな、みんなと違うから何倍も頑張らないといけないと思った。僕もできたんだから、みんなもできると思っています。それで、自分の目標を探して、それを目指して頑張ってください。

「人間だから何でもできる。みなさん、この言葉を覚えてください」

東京都立秋留台高校2年 姜瑤（3年前、中国の瀋陽から来日）

僕は、日本に来て一番大変だったのは日本語。道とかわかんなくてもすごく困る。学校に入って、みんな日本人だから日本語全然通じない。それで、すごく困った。学校では通訳の人が時々ついてくれたけど、通訳のいない時は、どうしようかなって思った。でも、僕はすごく話すのが好きだから、中国語でしゃべった。日本人の子はわかんないから、僕が漢字で書いてあげると、ああそういう意味なんだって日本語も教えてくれて、友達もできました。

それで、次は高校の受験。日本語も話せないし、国語とか社会とかも全然わからないし、すごく困っていました。お父さんとかとも相談して、高校案内って本で探しました。秋留野台っていう高校は面接と自己PRカードだけなので、先生と相談をして、何度も、何度も推薦を出してくれるようお願いをしました。そうしたら、先生は授業をちゃんとしなさいって言ったから、授業もちゃんとやって、ノートとかもちゃんと写しました。それで、推薦をもらうことができました。

受験で大変だったのは、面接の時、質問がわからなかった時どうするかってこと。あと緊張して言いたいこと言えなかったらどうするかって不安だった。

本番の面接の時は、質問の意味がわからなくて、何度も「もう一度言ってください」と言って、質問に答えました。面接はすぐに終わって、全然できなかった、この高校ダメだったなと思いました。それで、合格発表の時に、本当に自信がなかったからダメだなと思っていたんだけど、自分の名前があった時には信じられない気

持ちでした。

高校に入って何をしようかと思ったけど、部活とか文化祭とかいろいろやって中学校より楽しいと思う。将来は料理人になりたいと思う。自分も食べるのが大好きだから。お母さんみたいにいろんな美味しい料理を作りたい。でも、料理を作る専門学校に入らないといけないから、入るのにお金がたくさんかかるから困るところだけど、将来のために頑張ります。

みなさん、頑張ってください。人間だから何でもできる。みなさん、この言葉を覚えてください。

「日本人と競争すれば日本語できないから負ける。だから、頭使って勉強」

都立飛鳥高校1年生 中村カイ（2年前にミャンマーから来日）

最初は、日本に来て日本語も話せないし、友達もいませんでした。最初に、中学校に連絡したんですが、ミャンマーで中学を卒業したために学校に入れませんかと言われました。（日本とは学校の制度が違うため）それで、1年間ずっと家でぼおとしていて、日本語も全然勉強をしませんでした。それで、もう一度、中学校に連絡をしました。そしたら一度学校に来てみてくださいと言われました。ミャンマーでは高校を卒業したのですが、自分の国では小学校から高校までは10年だったので、レベルとしては日本では中学校のレベルだと説明をして、入学することができました。

それから、学校では日本語が話せなかったのですが、英語が話せたので英語でコミュニケーションをとって友達ができました。それで、日本語も教えてくれました。中学校3年生からだったけど、日本語を3カ月だけ勉強して、それから数学とか理科とか勉強しました。飛鳥高校

では、特別推薦と一般推薦があって、特別推薦では英検準二級以上の人だけだから、日本語を勉強しながら英語を勉強しました。面接と作文があって、作文は700字以上だったんだけど、いっぱい練習しました。

面接では、なんでこの学校に入りたいか、高校生活で何をやりたいかとか、練習すれば簡単な質問でした。それで、高校に入って楽しくやっています。将来は高校を卒業したらイギリスに留学したいです。

最後にみんなに言いたいのは、今、私たちは外国人だから、本当の日本人と競争すれば日本語できないから負けると思う。だから、頭使って、その上で勉強とかした方が良いと思います。みんな頑張ってください。

ガイダンス後のフォロー

ガイダンス終了後は、「世界と手をつなぐ学生の会」「FSC」「多文化共生センター・東京21」といった教科支援の教室案内を行い、多くの子どもたちがその後、教室に通って勉強をしています。日本語や教科の支援を通して、高校入試までの具体的な進路相談を行うことに努めています。

また、ガイダンスで学校の制度について説明をしてきている中学、高校の教師と、上記のボランティアグループがメーリングリスト上で、情報交換を行い、高校進学サポートについての情報交換も行っています。

今後の状況

現在、東京ではガイダンスが春と秋の2回のみですが、本来は各地域の教育委員会などが中心となり、きちんとした情報提供が行われるべきだと考えています。実際、ボランティアグループのみで実施するには、参加人数も非常に多

くなってきており限界も出てきています。

来年度は、新宿、立川などで行政、国際交流協会などが中心となり、同様のガイダンスを行う企画も出てきているので、そのサポートを行いつつ、各地域での取り組みが進むようにしていきたいと考えています。

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2005/12/02	<p>毎日新聞 秋田県「子育て支援条例」制定へ</p> <p>急速な少子化や児童虐待、いじめの深刻化など、子供を取り巻く環境の悪化に総合的に対応するため、県は1日までに「子ども・子育て支援条例」(仮称)を制定することを明らかにした。同条例は子育て支援策における企業や地域などの責務を明記するほか、国連の「子どもの権利条約」に基づき、守られるべき子どもの権利を具体的に列挙する。子育て支援策を定めた条例は北海道に先例があるが、子どもの権利擁護を同時に掲げる条例は全国初という。施行は06年10月の予定。県は条例検討委員会に骨子案を示し、06年2月までに素案をまとめる方針。</p> <p>骨子案によると、「子ども」の対象は18歳未満。同条例は「子どもを安心して生み育てることができる社会づくり」を目指し、(1)社会全体で子育てを支える (2)育児と仕事の両立を支援 (3)子どもの権利擁護——などを基本理念とする。子育て支援策を効果的に推進するため、同条例は県、企業、地域、県民の責務を明記。企業には「仕事と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備」などを求め、また一定規模以上の経済団体などに対しては、子育て支援計画を県に提出するよう義務付ける。</p> <p>また、子どもの権利として、(1)</p>	<p>国籍、言語、性別、障害、病気などの理由で不当に差別されたり人権を侵害されない (2)人格が尊重され、個性を生かしながら自分らしく生きることができる (3)保護者らから身体的、精神的な虐待を受けることや養育を拒否されることから守られる——など13項目を掲げる。子どもに対する犯罪を助長する行為を具体的に示して規制することも検討しているという。</p> <p>条例検討委は「子育て支援」「(育児と仕事の)両立支援」「子どもの権利」の3部会で構成され、メンバーは保育士や企業経営者、弁護士ら各分野の専門家などで組織。条例に「子ども」の意見を反映させるため、子どもの権利部会には高校生2人も加わっている。</p> <p>県子育て支援課によると、本県の出生数はベビーブーム期の1947年の4万7838人をピークに減少が続ぎ、04年は7998人。出生率(人口1000人当たりの出生数)は04年まで10年連続で全国最下位となっている。</p> <p>県は05年8月から、支援対象を拡大する新たな子育て支援事業を実施しており、同条例を同事業と合わせて「少子化対策の車の両輪」(同課)と位置づける。</p>	
		2005/12/03	<p>東京新聞 子ども狙った事例検証 警察庁決定</p>

DATE

DOCUMENT

広島市や栃木県の女兒殺害など、子どもが登下校中などに命を奪われる事件が相次いだことを受け、警察庁は二日、過去の同種事例を検証し、今後の対策に生かすことを決めた。同庁幹部は「このまま手をこまねてはいられない。子どもの安全確保に向け、得られた教訓を対策にフィードバックしていきたい」としている。

子どもを狙った犯罪の多発を背景に、各地では保護者らによる防犯ボランティアが急増。通学路などの巡回活動を展開している。しかし、広島の女兒殺害や昨年十一月の奈良小一女兒殺害など下校中の子どもが犠牲になる事件が相次ぎ「活動には限界がある」（同庁幹部）との指摘もある。

このため、同庁は検証の対象事例を絞り込み、通学路の死角や学校や地域での防犯活動の実態などを詳細に分析。地域住民らと連携した取り組みに反映させる。

対象として、下校中に子どもが殺害された事件のほか、連れ去られたが殺害には至らなかった未遂の事例などを検討している。

同庁の漆間巖長官も一日の記者会見で、広島の女兒殺害に絡み「防犯ボランティアに対する警察からの的確な情報やノウハウの提供が必要だ」と指摘。「家庭や学校、地域、警察がどう密接に連携するか。不足した点を検証し、新たなシステムが必要なら整備する」との考えを示している。

▼ジャーナリスト有田芳生さんの話

広島の事件があったばかりなのに驚いた。日本の現状はとんでもないことになっている。十月に米国

DATE

DOCUMENT

に取材に行ったが、例えば州によっては、性犯罪者の出所後、衛星利用測位システム（GPS）を付けて二十四時間監視し、子どもたちに近づかせないようにしている。今回はまだ事情が分からないが、子どもへの犯罪はもっと刑期を長くするとか、より厳しい対策を急ぐべきだ。被害者の命は加害者の人権より重い。死に至らなくても犯罪に遭った子どもたちが一生引きずる苦悩を思えば、日本の対策は遅れ過ぎている。

▼教育評論家の斎藤次郎さんの話
犯人が幼児性愛者なのかどうかは分からないが、同世代の異性とは穏やかな関係を結べない、つまりきと疎外感を抱えた人間だろう。猟奇的な殺害方法から、無抵抗な幼児に対してしか自分の力を認められない、弱い人間だと思う。だが今は、普通の若者でも異常な傾向を強めてしまう社会だ。所得格差が広がる中、犯罪者予備軍は増えている。追い詰められる若者が生産されている社会こそ、長い目で見直していくべきではないか。大騒ぎした奈良の事件以降、大人たちは具体的にどう行動したのか。これをしっかりと検証すべきだろう。

2005/12/07 中国新聞 外国人の人権守る法制度を 弁護士らが連絡会

外国人らの人権を保障する法制度をつくろうと、弁護士や非政府組織（NGO）の関係者らが「外国人人権法連絡会」を結成し、八日に東京都内で記念集会を開く。「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定などを目指し、国への働き掛けを

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>強める。</p> <p>共同代表には田中宏・龍谷大教授らが就任予定で、「人権白書」を毎年公表するほか、地方自治体にも関連の条例制定を求めていく。</p> <p>国内に外国人は二百万人以上、帰化や国際結婚など、日本国籍の「民族的少数者」は五十万人以上が暮らしているが、連絡会は「管理が主眼で、権利を定めた法整備は進んでいない」と指摘。</p> <p>「外国人の入居拒否が相次ぎ、外国籍の子どもが教育を受ける権利も認められていない。『テロ対策』の名で、管理・監視を一層強化しようとしている」としている。</p>		<p>には、積極的に適切な措置を取っている。再発防止のため、地域住民との連携を強める方策も検討する。</p> <p>市教委は「子どもの学習権や人権が奪われ遺憾。二度と起こらないように適切に対応したい」としている。</p>
<p>2005/12/08</p>	<p>西部読売新聞 不就学40人を再調査 「自宅に18年」事件受け／福岡市教委</p> <p>福岡市の女性（18）が、母親（40）からほとんど外出させてもらえず、義務教育も受けられなかった問題に絡み、市教委は7日、小中学校に全く登校していない「不就学」の児童・生徒の現況などについて、再調査を行うことを決めた。</p> <p>市教委学事課によると、市立の小中学校212校で、入学または転入学後、1日も出席していない不就学の児童・生徒は、10月現在で小学生25人、中学生15人の計40人。内訳は、本人の心理状態や非行などによる「不登校」が12人、居住場所がわからない「居所不明」が2人、保護者の考えで登校させなかったり、学校教育法上の「学校」ではないインターナショナルスクールに通わせたりするなどの「その他」が26人。</p> <p>再調査では、一人ひとりの生活状況や登校しない理由などを改めて確認し、虐待などが疑われる場合</p>		<p>2005/12/16 読売新聞 京都・小6刺殺事件 識者に聞く</p> <p>女兒が犠牲になる事件が相次ぐなか、学習塾という思いもよらぬ場で起きた京都の小6刺殺事件。元アルバイト講師の大学生（23）はなぜ教え子への凶行に及んだのか。識者3人に背景や再発防止の手がかりを聞いた。</p> <p>◆学校以外に「学び」の場を</p> <p>◇宮本みち子・放送大教授（社会学）</p> <p>今は子どもが成長する過程で大人になるための「学び」ができていくなっている。その知恵、スキルを教え込むことに失敗している。体は大人、心は子どもという人間を大量に生み出している。</p> <p>学校教育では、大人になるための「学び」にならない。今、本当に孤独に育っている若者が多い。深いかかわり、人間関係の“数”が少ない。大人になっても、感情の処理ができない。困ったときや悩んだときに誰かに相談するという知恵すらも持ち得ない。</p> <p>これらを学ぶべき時に学べなかったのは今の若者の弱点。大事なことは教師、家族でない大人と交わること、異年齢の若い世代と交わること。それができるノンフォーマルエデュケーション（非定型教育）の場を大量につくらなければならない。</p>

DATE	DOCUMENT		DATE	DOCUMENT
		<p>勉強以外に子どもに役割を持たせていない家庭が多いのも問題だが、親の責任を問うだけではなく、社会も大人になるために何が必要なのかを検討、議論することが必要だ。</p> <p>◆人格形成に立ち返れ</p> <p>◇秋葉英則・大阪教育大教授（青年心理）</p> <p>ほとんどが大学に進む均質的な高学歴社会で、ふと立ち止まれば自分の先が見えない「めっちゃ、しんどい」大学生が増えている。20歳前後は、不安定な思春期を越え、安定した青春期に移る過渡期。一方、大人であることを周りから求められる。</p> <p>加害青年は将来、就職も考えていた塾で、居場所を脅かされたと思ひ込み、そのストレスが自己中心的な攻撃性につながり、自分で解決できるレベルを超えて歯止めが利かなかったのではないかと。</p> <p>問題は、若者が自らを抑える力を養いにくい世の中である点だ。仲間が群がって若者文化を謳歌（おうか）するチャンスも少ない。困ったときに助けを求められる友人は青年の身近にいたのだろうか。親身で聞く人がいれば、どうだったろう。人間は“依存しつつ自立していく”のだから。</p> <p>再発防止のためにも、教育の第一義である人格の形成に立ち返りたい。勉強の能力だけでなく、性格を決める自己表現力を磨く必要が改めて求められる。</p> <p>◆第三者的存在が必要</p> <p>◇第三者機関「川西市子どもの人権オンブズパーソン」の田中文子代表</p> <p>女兒は「塾の先生が嫌だ」と声を上げ、数回、講師や塾とやり取り</p>		
				<p>をしていたが、犯行は防げなかった。</p> <p>大人の側に受け止める姿勢がないと、子どもが懸命に自分の言葉で発信しても、子どもが声を上げたこと自体を「恥だ」「自分の力量のなさを指摘された」と感じたり、「熱心のあまり」「子どものためを思ってやったこと」などと大人の尺度で解釈して解決しようとしたりしてしまう。</p> <p>再度声を上げて「わがままで」と無視され、「大人の言うことが聞けないのか」と抑えつけられて、「大人に言っても無駄」とあきらめる子どもの姿も見てきた。</p> <p>子どもの主張すべてを実現するとか関係者を糾弾するとかではなく、共感しながら解決の方法と一緒に考えられるような第三者的存在が必要であり、それを受け入れるだけのゆとりと度量の広さが、子どもに関係する大人、機関に求められているのではないだろうか。</p> <p>2005/12/20 中日新聞 性は、いま／ピアカウンセリングが必要</p> <p>性感染症（STD）の増加など、若者の性を取り巻く環境は深刻化している。愛知県的女性団体「地域開発みちの会」は、高校生とその親世代を対象に性に関するアンケートを実施。学校任せの性教育の現状が浮かび上がった。今月開いたフォーラムでは、学校側の態勢不足や、子どもたちの心理的側面を重視した教育方法の必要性も指摘された。</p> <p>フォーラムで、同会の油田淑子会長は「性は一生の問題。今までは性交の部分だけが問題視されがちだったが、単なる生理教育や純潔教育ではなく、思いやりをもって</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>相手に接したり、生きる力としての性教育が必要」と強調した。</p> <p>アンケート結果から、男子生徒に性の悩みを相談する相手が少ない現状を問題視。「あまりにも父親の存在が希薄で、頼りにされていない」と父親の役割に疑問を呈した。新しい性教育の方法の一つとして、ピアカウンセリングも取り上げられた。これは、参加者と同世代のピア（仲間）がカウンセラーになり、小集団でのディスカッションや、場面を想定して模擬的に動くロールプレーを重視する方法。</p> <p>そのカウンセラーで、大学院生の柴田梢さんは、従来の性教育を「大人から一方的に指導される形が多く、時間の都合から情報も断片的になりがち」と指摘した。さらに、子どもたちがメディアからの過激な情報にさらされる結果、「周りの子に後れたくないという気持ちから、正しい知識も持たずに性行動に先走ってしまう“ピア・プレッシャー”が若者にはある」と分析。</p> <p>「若者自身が当事者になって自分たちの間違った思い込みを見つめ直し、正しい知識が学び合えるピアカウンセリングがこれからは必要。男性のピアを増やせば、男子高校生の悩みにも対応できるはず」と提言した。</p> <p>学校では総合学習や保健体育の授業、講演などで性にかんする知識を教えている。だが、愛知県私学協会の調査だと、年間五時間以上の授業時間を確保している学校は30%程度と少ない。</p> <p>「本来は二十時間はほしい」と中学校男子部で保健体育を教える中谷豊実教諭。「教科書を読むだけではなかなか理解できないことも多</p>		<p>く、親しい相手から受ける暴力（DV）やもしもの時の対処など、大切な情報がまだ掲載されていない」と内容的充実を訴えた。</p> <p>中谷さんによると、生徒が学びたいことは「HIVやSTD」など身体的リスクと、教科書には載っていない「異性の心理・交際の仕方」や「愛とは何か」。「これからの性教育はこの二つを柱に、性は命と人権の問題だという方向を打ち出していきたい」と話した。</p> <p>2005/12/28 下野新聞 守れ子どもの命／“駆け込み”急増定員超過相次ぐ</p> <p>栃木県今市市の女兒殺害事件後、保護者が仕事で家にいない児童を日中預かる同市の「児童クラブ」の申込数が急増している。申し込みは本来は新年度当初に受け付けるが、事件後に新規の要望が相次ぎ、定員を上回ったクラブもある。犯人が逮捕されず不安を抱える保護者に配慮した格好で、同市は「子どもを一人にさせないための緊急避難的な対応」としている。</p> <p>同市人権福祉課は「例年、年度途中の申し込みはほとんどなく、事件の影響なのは間違いない。保護者の危機意識が高まっている」とみる。</p> <p>クラブに二人を通わせる三十代の母親は「以前から利用しているが、安心できる。事件の前と後では心構えが違う。より安全にという気持ちから、利用が増えているのではないのでしょうか」と話している。</p> <p>2005/12/30 読売新聞 兵庫・川西の中学が「別室指導」保護者らが人権救済</p> <p>兵庫県川西市立東谷中学校（同市見野、岡田良仁校長）が、教諭に従わない生徒らを「別室指導」と</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>してクラスから一定期間“隔離”し、個別指導していたことがわかった。市設置の第三者機関「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が「生徒の権利が十分保障されていない」と是正を勧告したが、同中学は「授業を円滑に進めるためのやむを得ない対応」と、続けていた。この指導を受けた男子生徒の保護者らから「見せしめ、懲罰的だ」との声が上がり、兵庫県弁護士会に人権救済を申し立てる事態になっている。</p> <p>市教委や岡田校長などによると、同中学が別室指導を始めたのは今春。授業態度を注意した教諭に反抗したり、暴言を吐いたりした生徒に対し「他の生徒の妨げになるため、本人を落ち着かせる」との目的で、5日間、別の教室に移し、教諭と1対1でプリント学習をさせた。1日目は1時間だけだが、以降は毎日1時間ずつ延長。遅刻などがあれば5日以上続けて行うこともあったという。</p> <p>生徒の一人から人権救済の申し立てを受けたオンブズパーソンは8月、『『秩序を守るため』という目的は、教育を受ける権利を制限する正当な理由とはいえず、生徒に積極的な授業妨害もみられない』などとして中学側に是正勧告した。市教委も「別室指導は必要な場合もあるが、あらかじめ期限を決めるのは不適切」とし、口頭で指導したが、同中学は9月末、別の生徒に5日間の別室指導を行っていた。</p> <p>この生徒ら6人の保護者は11月、「平手打ちされた」など体罰も訴えて市教委に改善を求める一方、同弁護士会に人権救済を申し立てた。代理人の櫛田寛一弁護士は「学校側が問題生徒を頭から抑えにかか</p>		<p>る異常な状況だ」と指摘する。</p> <p>岡田校長は「板書中の教諭に物を投げつけた生徒もおり、社会常識を身につけさせるためにも個別で指導している。見せしめという思いは一切ない。理解が得られるよう生徒や保護者と粘り強く話し合っていくしかない」と話している。</p> <p>◆孤立化させる恐れ</p> <p>影山昇・東京海洋大名誉教授（学校教育学）の話「別室指導は、その生徒を孤立化させてしまう恐れがあり、人権問題と言われても仕方がない。同じ教室の中で問題解決を図るべきだ」</p> <p>◆やむなしの場合も</p> <p>元中学校教諭で「学校崩壊」の著書がある河上亮一さんの話「少数生徒の行動で教室全体が混乱しているなら別室指導もやむを得ない場合があるかも知れない。学校は教室の状況と、他の生徒への影響を保護者らにしっかり説明し、ともに対応を考えるべきだ」</p> <p>2006/01/05 朝日新聞 子どもの権利、子どもも守る 岐阜市条例案、「責務」盛る</p> <p>岐阜市は新年度から、虐待やいじめなどから子どもの権利を守る「ぎふ子どもの権利条例」（仮称）を施行する方針で、3月の市議会に条例案を提案する。子どもにも「他人の権利を尊重する責務」があることを盛り込んだのが最大の特徴だ。市は「いじめや差別をなくすため、お互いに権利を認め合う精神を子どものころから学んでほしい」としている。</p> <p>国連の「子どもの権利条約」に基づくもので、制定されれば県内では多治見市に次いで2番目となる。条例案は6章17条で構成。8条まで</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>に「安全に安心して生きる権利」「自分を守り、自分が守られる権利」「意見を述べ、参加する権利」など子どもが有する権利がまとめられている。9～14条で市や市民、保護者、地域住民などが「子どもの権利を保障する責務」を定めている。条例案は、04年から学識者や教育関係者、市民らでつくる懇話会などで練り上げてきた。この条例案で、市が「恐らく全国で初めて」としているのが、15条の「権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務」だ。</p> <p>同種の条例は、川崎市が全国に先駆けて制定したのをはじめ、北海道奈井江町などで定めている。県内では多治見市で先例があるが、大人の側が子どもを「守る」ことが基本精神。岐阜市も「守る」に大半を割くが、いじめなど子ども同士の問題にも着目した。</p> <p>子どもの責務を明記することについて、懇話会では「権利条例の趣旨になじまないのでは」という意見もあったが、「子どもの権利を守るのは大人だけではない」として、あえて盛り込んだという。</p> <p>その15条では子どもの役割として、自分の権利について学び、正しく使うと同時に、いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為をしないよう努めることを記している。条例の実践は、16条に定められた「子どもの権利推進委員会」が担当する。教育や福祉関係者らがメンバーになる。虐待やいじめなどに直接は対応できないが、各機関の横のつながりを強化するのが目的という。また、中学生5人が条例をわかりやすい言葉に「翻訳」した小中学生版も作った。</p> <p>市はこの案を基本にした条例案を3</p>		<p>月定例市議会に提案し、可決されれば4月1日から施行する。「大人にも子どもにも、広く理解してほしい」（市人権啓発センター）と、条例の浸透に力を入れることにしている。</p> <p>2006/01/16 読売新聞 子どもへの暴力防止プログラム「CAP」 学校で取り組み増加</p> <p>昨年末、女児が犠牲になる凶悪事件が相次ぎ、子どもの安全への関心が高まる中、寸劇などを通じて子ども自身の力を引き出す教育プログラム「CAP＝Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）」に注目が寄せられている。いじめや虐待、痴漢などの暴力防止も期待でき、教育現場に取り入れる自治体も増えている。</p> <p>CAPは1978年、米国オハイオ州で小2女児が性的暴行を受けたことがきっかけで開発された。「NO（イヤと言う）」「GO（逃げる）」「TELL（誰かに話す）」の三つのスキルのほか、子ども自身の人権意識を高めることを重視している。</p> <p>自分には安心して自信を持って自由に生きる権利がある、自分は大切な存在だと認識することによって、理不尽な暴力にさらされそうになった時、NO・GO・TELLのスキルを使って自分の身を守ろうとする意思が生まれると考えられるからだ。</p> <p>日本で活動が始まったのは95年。当初は「子どもの人権」についての理解がなかなか得られず、自治体にも、すんなり受け入れられたわけではない。</p> <p>最初に小学校の授業にCAPを取</p>

DATE	DOCUMENT		DATE	DOCUMENT
		<p>り入れたのは大阪府富田林市。97年のことだった。堺市も99年から同様の試みを始めた。いずれもいじめ問題の解決策を模索する中での決断だった。</p> <p>「大人が常に子どもを見守るのは不可能という観点からCAPに関心を持った」と堺市の担当者。堺市は今年度、公立の幼稚園、小学校のすべてでCAPを実施した。予算は約860万円だった。</p> <p>全国に広がるCAPグループの支援を行うNPO法人「CAPセンター・JAPAN」（兵庫県西宮市）によると、CAPを地元のグループに委託する自治体は2003年度は32だったが、2004年度は62とほぼ倍増。学校の希望で実施する際、補助金を出す自治体も増えている。CAPは6日間に及ぶ養成講座を修了した専門家が実施する。現在、専門家は全国で約1700人。学校で子どもや保護者、教職員に実施し、学校が、子どもへの暴力を防止する地域協力の拠点となるよう働きかけている。</p> <p>小学生向けプログラムでは子ども同士によるいじめ▽知らない大人による連れ去り▽知人による性暴力の三つの寸劇を行い、場面ごとに「こんな時は何ができるか？」と意見を出し合っただけ法を考へる。暴力という「怖いテーマ」を楽しく学べる工夫が随所にこらされておられ、寸劇もその一つ。専門家と児童が個別に話をする「トークタイム」も設けられ、教師によるセクハラや体罰などが打ち明けられることもある。</p> <p>5年前からCAPに取り組む大阪市立小の女性教諭（55）は「暴力防止の専門家による授業は子どもには新鮮で、話を丁寧に聴いてもら</p>		<p>うことで大人への信頼につながっているようだ」と話す。</p> <p>「1回でも練習していると、いざという時に自信を持てる」と、CAPセンター・JAPANの榎井喜洋子事務局長。「大きな事件に目が向きがちだが、虐待や性的暴力は身近な人から受けるケースが多い。今、必要なのは子ども自身の『内なる力』を信じ、高めてあげること」と語る。</p> <p>CAPに関する問い合わせはCAPセンター・JAPAN（0798・57・4121）。</p> <p>2006/01/28 産経新聞 保育ママ虐待 監督責任は</p> <p>東京都世田谷区認定の「保育ママ」が預かっていた乳児に虐待を加え、重傷を負わせた事件で、乳児の両親が、この保育ママや都、世田谷区などを相手取り、約二千万円の慰謝料を求める訴訟を週明けに東京地裁に起こす。「保育ママの個人的な犯罪」とする都や区の監督責任を問う全国でも初めてのケースという。保育ママ制度の安易な運用や相次ぐ子どもの虐待事件への対策にも問題提起する訴訟となりそうだ。</p> <p>この事件は昨年6月末から7月にかけて、42歳の保育ママが世田谷区の自宅で預かっていた生後5カ月（当時）の女児をベビーカーに乗せたまま数十回にわたって強く揺さぶり、硬膜下血腫や眼底出血で3カ月の重傷を負わせた。この女児には視力などに重い障害が残る可能性が高い。</p> <p>この保育ママは傷害罪で逮捕、起訴され、昨年12月、懲役2年6カ月の実刑判決が確定した。</p> <p>東京都は保育ママ制度について、</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>「家庭福祉員制度等実施要項」を作成。区市町村を「実施主体」としたうえで、事故などの発生時には「報告を求め、又は職員を派遣し実地に調査させること」と明記している。</p> <p>ところが、この保育ママについては事件前にも預かっていた幼児が不自然なけがを負うというトラブルが別の保育関係者から通報されていたにもかかわらず、区側は保育ママに個人的に説明を求めたり、調査員を派遣したりはしていなかった。</p> <p>世田谷区は被害家族に対し、「制度上、契約は保育ママと家族との間に結ばれた個人的なものである」などと説明し、監督責任を否定している。被害家族側はこうした区の対応を「不誠実」として提訴に踏み切ることを決めた。</p> <p>保育所や養護施設を舞台にした子どもの虐待事件は過去にも各地で発生。母と子のための幼児虐待保育研究会のホームページの掲示板には具体的な幼児虐待の事例が数多く書き込まれている。</p> <p>保育・教育現場における体罰は「身体的虐待」とみなされる。文科省の統計によると、2004年度に「体罰ではないかと問題になった事件」は小・中・高校を合わせて約860件。埼玉大学教育学部の林量叔教授は「この数字は氷山の一角。加えて保育・養育現場での虐待は乳幼児による訴えを期待することが難しいため、さらに表に出にくい」と指摘する。</p> <p>児童虐待防止法は乳幼児や児童の人権を守り、疑わしいさいには通告義務を課しているが、保護者が加害者であることを想定。このため厚労省虐待防止対策室は「保育</p>		<p>士や教員などによる虐待や体罰は傷害などの刑法違反に問われるが、虐待防止法は適用されない」との立場を取っており、体罰への対応の“不備”を指摘する声もある。</p> <p>体罰のほかにも、心理的、性的虐待の低年齢化が広がっており、保育や教育の場、家庭内を問わず、児童虐待の広がりに対し、有効な手を打てていないのが現状だ。</p> <p>国立成育医療センターの奥山真紀子こころの診療部長は「子供を守るためには児童相談所をはじめとするインフラの質・量両面での整備と監督官庁や自治体、警察との連携が一層望まれる」。林教授は「国連子どもの権利委員会が勧告するような新たな権利擁護機関の設置が望まれる」と話す。</p>

第7回 「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業募集要項

子どもの人権連事務局

趣旨

子どもの権利条約の認知度は今だに高いとは言えませんが、この条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうしたところみをさらに奨励し、機関誌等を通してこれを広める趣旨で第6回助成事業(第2次募集)をおこなうことといたします。ふるってご応募ください。

応募内容と条件

学校、職場、地域などでの、たとえば、
*子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり
…子ども自身の企画・運営—
*子どもの権利を確立するためのこころみ
*子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ
など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお、事業の性格から施設設備など本来、行政の責任においてなされるべきものは助成の対象としません。

子ども自身がなんらかの形でかかわっているもの(かかわることを予定しているもの)に限ります。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

助成決定した団体からは活動報告原稿(5000字程度)を提出していただけます。また、助成金の使途が証明できる書類を後日提出していただくことが条件になります。

審査委員

子どもの人権連代表委員 / 石井小夜子(弁護士)、森越康雄(日教組委員長)、鈴木祥蔵(関西大学名誉教授)、高松秀憲(全国同和教育研究協議会委員長)、永井憲一(法政大学教授)、平野裕二(AIRC代表)、森田明美(東洋大学教授)、子どもの人権連事務局

助成費(活動費の一部として)

1件10万円を上限とし、20件程度

応募締め切り

2006年5月5日

結果発表

発表は2006年6月末日。応募された方全員に結果をお知らせするとともに、子どもの人権連機関誌『いんぷおめーしょん』誌上でも発表します。

助成決定の団体(者)には実践報告を『いんぷおめーしょん』に書いていただけます。

応募方法

e-mailで応募用紙をご請求の上、1200字から1600字程度で活動(予定を含む)の概要を書いて頂き(写真や資料等も貼付可)、事務局に郵送くださるか、資料等がない場合、メール(Wordまたはtxtファイル形式)で、締め切り日までに送付ください。

なお、子どもの参加の状況(どのような形で何人くらい、など)、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定(抱負)もあれば記述してください。応募するとりくみにおける支出(予定を含む)明細表を添付のこと。

■すべての宛先 e-mail=kodomo@jtu-net.or.jp

お問い合わせ

子どもの人権連事務局までご連絡下さい。
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
tel&fax 03(3265)2197
e-mail=kodomo@jtu-net.or.jp

●いんぷおめーしょん / 子どもの人権連 No.101 / 2006年3月号 2006年3月1日発行
Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行&編集人 子どもの人権連事務局

◆事務局 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL・FAX 03(3265)2197
e-mail: kodomo@jtu-net.or.jp
郵便振替/00180-8-18438(子どもの人権連)
年会費=個人(1口)5,000円、団体(1口)10,000円